

|      |      |    |     |                |        |
|------|------|----|-----|----------------|--------|
| 主管課長 | 課長補佐 | 係長 | 取扱者 | 処理             | 受付番号   |
|      |      |    |     | 本件承認してよいか伺います。 | 佐水施第 号 |
|      |      |    |     | 起案 . .         | 受付年月日  |
|      |      |    |     | 決裁 . .         |        |

## 下の原水源地公園占用利用承認申請書

年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 様

＜申請者＞団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

FAX ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

下の原水源地公園占用利用規定を確認し、公園を下記のとおり利用したいので、承認くださるよう申請します。

なお、利用に際しては水道局の承認条件を遵守します。

### 記

1 利用日時                    年 月 日 時 分 ～                    年 月 日 時 分  
(雨天の場合)                年 月 日 時 分 ～                    年 月 日 時 分

2 利用範囲            A 区域        B 区域

3 利用目的                    \_\_\_\_\_

4 利用者数            \_\_\_\_\_ 大人 \_\_\_\_\_ 人    小人 \_\_\_\_\_ 人    計 \_\_\_\_\_ 人

5 引率責任者の住所氏名 \_\_\_\_\_

6 設置物件等                    \_\_\_\_\_

7 その他参考事項 \_\_\_\_\_

備考（申請者は記入しないでください。）

## 下の原水源地公園占用利用規定

### (目的)

第1条 この規定は、下の原水源地公園を占用して利用する場合の手続き、承認条件等について定める。

### (承認申請)

第2条 この公園を占用して利用する場合は、別紙「下の原水源地公園占用利用承認申請書」を提出し、承認を受けなければならない。

### (安全管理)

第3条 利用者は、事故等のおこらないよう安全管理には、万全を期さなければならない。

### (承認区域及び時間)

第4条 利用者は、承認を受けた区域以外の使用をしてはならない。(承認された区域以外は、一般者の利用区域となる) また、承認された時間帯を超えて占有することはできない。

### (設置物件)

第5条 利用者が、その利用中に設置する物件がある場合は、事前に申請しなければならない。また、利用後は直ちに撤去しなければならない。

ただし、芝生等に著しく損傷を与える恐れがあるものは、原則として承認しない。

### (損害)

第6条 利用者は、利用中に公園施設等に損害を与えた場合は、責任を持って原形に復旧しなければならない。

### (第3者への損傷等)

第7条 利用者は、利用中に第3者(他の一般者等)へ与えた損傷等について責任を持って対処しなければならない。

### (承認の取り消し)

第8条 次の場合承認を取り消す場合がある。また、次回からの申請を承認しない場合がある。

- (1)この規定に違反する利用があった場合
- (2)他の一般者の利用に迷惑を与えた場合

附則 この規定は、平成19年12月27日から適用する。